



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 12 月 8 日 (木曜日) 号外 第 49 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

選挙管理委員会告示	
○宮崎県知事選挙の選挙期日	1
○宮崎県知事選挙に用いる投票用紙の様式	1
○宮崎県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	1

頁

○宮崎県知事選挙における選挙会の場所及び日時	1
○宮崎県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日	1
○宮崎県知事選挙における政見放送等の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時	1
○宮崎県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	2

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第64号

任期満了による宮崎県知事選挙を次のとおり執行する。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙の期日 令和 4 年 12 月 25 日

宮崎県選挙管理委員会告示第65号

令和 4 年 12 月 25 日執行の宮崎県知事選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

候補者氏名	宮崎県知事選挙投票
候補者でない者の氏名は、書かないこと。	令和四年十二月二十五日執行
候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	宮崎県選挙管理委員会之印

備考

- 大きさは、たて12.8センチメートル、よこ8センチメートルとする。
- 薄い黄色の用紙に黒刷とする。
- 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

宮崎県選挙管理委員会告示第66号

令和 4 年 12 月 25 日執行の宮崎県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙長		選挙長の職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
宮崎県宮崎市	茂 雄二	宮崎県宮崎市	児玉 洋一

宮崎県選挙管理委員会告示第67号

令和 4 年 12 月 25 日執行の宮崎県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 場所 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県庁特別室
- 日時 令和 4 年 12 月 27 日 午前 9 時 30 分から

宮崎県選挙管理委員会告示第68号

令和 4 年 12 月 25 日執行の宮崎県知事選挙におけるポスター掲示場に公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 143 条第 1 項第 4 号の 3 及び第 5 号のポスターを掲示できる日は、令和 4 年 12 月 8 日とする。ただし、候補者届の受理後とする。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎県選挙管理委員会告示第69号

令和 4 年 12 月 25 日執行の宮崎県知事選挙において、各候補者が公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 150 条第 3 項の規定により行う政見放送の順序並びに日本放送協会及び基幹放送事業者が同条の政見放送を行わない候補者について同法第 151 条第 3 項の規定により行う経歴放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のと

おりである。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 令和 4 年 12 月 8 日 午後 6 時 30 分から

宮崎県選挙管理委員会告示第 70 号

令和 4 年 12 月 25 日執行の宮崎県知事選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 167 条第 1 項の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 令和 4 年 12 月 9 日 午後 5 時 30 分から